# 令和6年度宮津市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

# 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、京都府の北西部に位置し、市の総面積 172.74 kmのうち水田面積は約 500haで、約3.0%を占めている。

農家の経営の中心は水稲であるが、大部分の農家集落が中山間地域にあり経営規模が小さく、少量多品種生産が特徴であることから、水稲以外の作物についてはより収益性の高い作物の生産を増やしていく必要がある。

また、農家の高齢化も進んでおり、集落営農組織などの担い手の育成確保が重要な課題となっている。

## 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力 強化に向けた産地としての取組方針・目標

適地適作を基本として、特産物であるやまのいも、花き類、加工用米「京の輝き」等の高収益作物の生産を推進する。特にやまのいもについては、京のブランド産品として更なる付加価値の向上に向け安定生産・規模拡大を進める。京都府のオリジナル品種である醸造用掛け米「京の輝き」については、酒造業界の要望量充足のため、集落営農組織等を中心に生産面積の拡大に取り組むとともに、コメ新市場開拓等促進事業を活用し、低コスト生産の普及を図る。

また、地域計画のを推進する中で、担い手の育成とともに農地の集積・集約を進め、効率的な生産体制を構築することで収益力の強化を図る。

# 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

令和6~8年度にかけて、過去数年以上水稲を作付けしていない場合や本市が推進する 種苗類や施設花き等の水稲を組み入れない作付体系が定着している場合など、今後も水稲 が作付される見込みがない水田がないか点検を行い、状況の把握に努めるものとする。そ の結果、畑地化支援が必要な地域については、畑地化促進事業等を活用し、水田を畑地化 して、高収益作物等の本作化に取り組む農家を支援する。一方、やまのいもやしょうがな ど水稲との輪作が推奨される品目については、水稲とのローテーションを推進する。

## 4 作物ごとの取組方針等

#### (1) 主食用米

需要動向を踏まえつつ、過去に特A評価を 10 回以上受けてきた「丹後産コシヒカリ」の生産を行うとともに、こだわりのある特別栽培米の作付を拡大するなど、付加価値の高い米作りを推進する。

また、市内の事業者や学校給食等での利用を増やすなど、地産地消を推進することにより、販路の拡大と多様化を図る。

水稲採種については、京都府内のコシヒカリ生産を支える種子の主要産地であり、引き続き生産を維持していく。

#### (2) 非主食用米

#### ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、転換作物のひとつとして飼料用米の取組を推進する。また、飼料用米の生産拡大にあたっては、国からの産地交付金を活用する。

#### イ 米粉用米

地元実需者を中心に出荷し、生産の拡大を図っていくこととする。

#### ウ 新市場開拓用米

国が進める「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想」に基づき、府の産地交付金を活用して、米の輸出に戦略的に取り組む生産者を支援する。

#### 工 加工用米

京都府のオリジナル品種である醸造用掛け米「京の輝き」を中心に、産地交付金を活用しながら生産の拡大を図る。

#### (3) 大豆、飼料作物

大豆については、直売所での販売や加工用原材料としての活用を図る。飼料作物については、地元の畜産農家への出荷を中心に、栽培面積を確保する。

#### (4) そば、なたね

直売所での販売や地元需要者への出荷を中心に現行の栽培面積を維持する。

#### (5) 地力增進作物

持続的な生産向上に向けて、緑肥作物による地力増進を図る。

#### (6) 高収益作物

特に「やまのいも」、「宮津太ねぎ」、「しょうが」、「コギク」、「ストック」、「トルコギキョウ」、「ヒオウギ」、「種苗類」を重点品目として拡大する。

#### (7) 畑地化

重点品目の「ストック」、「トルコギキョウ」、「種苗類」や推進品目の「トマト」「なす」「きゅうり」など、施設栽培で水稲を組み入れない作付体系が定着しており、今後も水稲が作付される見込みがない品目を中心に畑地化を推進する。

# 5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

# 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位∶ha)

作物等		前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
			うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米		290. 4	0	289	0	286. 1	0
飼料用米		0	0	0	0	0.5	0
米粉用米		0. 5	0	0. 5	0	0.5	0
新市場開拓用米		0	0	0	0	0. 1	0
加工用米		7. 2	0	7. 9	0	9.6	0
大豆		1. 5	0	1.4	0	1.6	0
飼料作	乍物	0.8	0	0. 6	0	1. 1	0
	<ul><li>子実用とうもろこし</li></ul>	0	0	0	0	0	0
そば		0. 5	0	0.5	0	0.5	0
地力増進作物		0.8	0	0. 9	0	1	0
高収益作物		53. 2	2. 1	52	2. 2	55. 4	2. 2
	▪野菜	33. 7	1. 6	33	1. 7	35	1. 7
	・花き・花木	2. 5	0. 4	2. 3	0. 4	2. 8	0. 4
	▪果樹	13. 7	0	13. 8	0	14	0
	- その他の高収益作物	3. 3	0. 1	2. 9	0. 1	3. 6	0. 1
畑地化		1. 9	_	2. 1	_	1.9	_

### 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理	段題解決に同けた取約 ┃   ☆魚佐物	使途名	——————————————————————————————————————		
番号	対象作物	<b>火</b> 述石	目標	前年度(実績)	目標値
1, 2	やまのいも、宮津太 ねぎ、しょうが、コ ギク、ストック、ト ルコギキョウ、ヒオ ウギ、種苗類【基幹 作】【二毛作】	産地づくり奨励助 成	作付面積の拡大	(令和 5 年度) 589a	(令和8年度) 642a
3、4	トうまばく生んくいいそぎロ作と、んん花う、なさ、青ブ幹され、、こま豆ちょって、かんーリニスがに、かんーリニスがに、になる、、、こま豆がよって、がんである。、、こま豆がよって、基を、かんです。	産地づくり奨励助 成	作付面積の拡大	(令和 5 年度) 625a	(令和8年度) 656a
5, 6	整理番号1~4の対 象作物【基幹作】 【二毛作】	担い手への作付加 算	作付面積の拡大	(令和 5 年度) 1, 091a	(令和8年度) 1,166a
7	イラギンガスギエリゲロバセグマル(ネガウイラギンガスギエリゲロバセグマル(ネガウス・ラム、ニ)一、一、スサワドシ、ラ科科ム小イ、トア、ベクバクバ)リ)ロカシ(エ、、ラーモラメチムアタアキマアラシ、ゼンライスダロス科、ソカラ、クリブシナハリクコリソグシヒヘンクロアビ(ゴナナチリウ、ムアルラ、 ア 一、スヒー科タャソ)	地力増進作物推進 助成	作付面積の拡大	(令和 5 年度) 73a	(令和 8 年度) 99a

<sup>※</sup> 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

<sup>※</sup> 目標期間は3年以内としてください。

# 7 産地交付金の活用方法の概要 都道府県名:京都府

協議会名:宮津市地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	産地づくり奨励助成	1	36,000	やまのいも、宮津太ねぎ、しょ うが、コギク、ストック、トルコ ギキョウ、ヒオウギ、種苗類	○助成対象者 ・助成対象作物を出荷・販売する目的 ・助成対象作物を出荷・販売する目的 で生産する農業者 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1 に定める水田
2	産地づくり奨励助成(二毛作)	2	36,000	同上	同上
3	産地づくり奨励助成	1	19,000		○助成対象者 ・助成対象作物を出荷・販売する目的 で生産する農業者 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1 に定める水田
4	産地づくり奨励助成(二毛作)	2	19,000	同上	同上
5	担い手への作付加算	1	13,000	整理番号1~4の対象作物	〇助成対象者 ・認定農業者(地域認定農業者)、認定新規就農者、地域計画に位置づけられた地域の中心となる経営体及び水田収益力強化ビジョンにおける担い手のうち、対象作物を出荷・販売目的で生産する者を助成対象とする。 ・作付け面積に応じて支援
6	担い手への作付加算(二毛 作)	2	13,000	同上	同上
7	地力增進作物推進助成	1	上限20,000	イネ科(エンバク、ライムギ、 ライコムギ、小麦、イタリアン ライグラス、トウモロコシ、ギニ ングラス、トウモロコシ、ギニ アグラス、ヒエ)、マメ科(ヘア リーベッチ、レンゲ、クリムソ ンクローバ、アカクローバ、ク ロタラリア、セスバニア、エビ スグサ)、キク科(ヒマワリ、マ リーゴールド)、アブラナ科(シ ロガラシ、ナタネ、カラシナ (チャガラシ)、ハゼリソウ科 (ハゼリソウ)	〇助成対象者 ・助成対象作物を出荷・販売する目的で 生産する農業者 〇対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1 に定める水田 〇その他 ・適切な播種期(4~10月)に播種し、適切な肥培種理を行い、鋤込み(5~12月)を行うこと。 ・同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。